

「熱中症予防労働衛生教育（熱中症予防管理者教育）」のご案内

(一社) 鳥取県労働基準協会中部支部

近年の「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を掲げた職場における熱中症予防の取り組みにもかかわらず、一昨年1年間の職場における熱中症の発生状況は、全国値で死亡を含む休業4日以上の死傷者数1,195人(内 死亡者数は30人)と大幅に増加しています。業種別にみると、建設業216件、製造業227件と全体の4割がこれらの2業種で発生しています。死亡者数は建設業、商業の順に多く、これらの中には被災者の救急搬送が遅れた事例、屋外作業においてWBGT値(暑さ指数)を実測せずWBGT基準値に応じた措置が講じられていなかった事例、事業場における健康管理が適切に実施されていなかった事例等もありました。

このような状況から、令和7年6月から労働安全衛生規則が改正され、作業場所での熱中症の早期発見や重篤化を防ぐための対策が事業者に義務化される予定であり、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立(熱中症予防管理者の選任)が求められます。

つきましては、「熱中症予防労働衛生教育(熱中症予防管理者教育)」を下記により実施することとしましたので受講されますようご案内致します。

記

1. 日 時 令和7年5月29日(木) 13:30~17:00(受付 13:15~)
2. 場 所 伯耆しあわせの郷(倉吉市小田458)
3. 受講料 鳥取県労働基準協会員 1人 6,000円(テキスト代込・消費税10%、内税545円)
上 記 以 外 1人 8,000円(テキスト代込・消費税10%、内税727円)
4. 申込方法

令和7年5月21日(水)までに、別紙「受講申込書」により、郵送又はFax(0858-22-9054)で当協会中部支部へお申し込み下さい。

受講料は申込み締切日までに、ご持参又は銀行振込によりお支払い願います。なお、申込期限までに入金を確認できない場合はキャンセルされたものとみなします。

口座番号 鳥取銀行倉吉支店(普)0207231

名 義 人 (一社)鳥取県労働基準協会中部支部

5. その他

- (1) 当協会発行の特別教育等受講者記録(受講証)をお持ちの事業場は、受付の際にお渡し下さい。なお、受講者ごとにも「修了証」を交付します。
- (2) 受講者への受講票は発行しませんので、開始時刻までに会場にお出で下さい。
- (3) 受講申込み後の取消し(欠席を含む。)は、5月21日(水)までに連絡があった場合を除き、受講料はお返しできませんので、ご了承下さい。
- (4) お問合せ・連絡先

(〒682-0811) 倉吉市上灘町115-1 (有)河崎組3F

(一社)鳥取県労働基準協会中部支部

登録番号: T5270005000526

(Tel・Fax 兼用 0858-22-9054)

「熱中症予防労働衛生教育(熱中症予防管理者教育)」受講申込書

受講者氏名	生年月日	備考
	昭・平 年 月 日	

(★ 下欄にもご記入願います。)

(1) 鳥取県労働基準協会への加入の有無 (加入・未加入) (いずれかに○印を付けて下さい。)
(2) 受講者数 (名)、 受講料 計 (円)
(3) 受講料の支払い方法 (持参・銀行振込) (いずれかに○印を付して下さい。)
(4) インボイス発行希望 (する ・ しない) (いずれかに○印を付して下さい。)
*希望する場合はいずれかに○をして下さい (請求書 ・ 領収書)

上記のとおり申込みます。

令和7年 月 日

事業場名：

所在地：

(連絡先電話番号： — —)

代表者職氏名：

(一社) 鳥取県労働基準協会中部支部長 殿

(〒682-0811) 倉吉市上灘町115-1 (有)河崎組3F

(T e l ・ F a x 兼 用 0 8 5 8 - 2 2 - 9 0 5 4)

(申込書に記載された事項は、修了証交付の目的以外には使用しません。)